

地域運動
学習交流会
日時：2月8日(土)13時～
場所：自治体福祉センター

ちば労連
ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第338号
2020年
1月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 338 号 URL 版 2020 年 1 月 31 日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター
電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

2020国民春闘

100駅宣伝行動

千葉労連は、2020年春闘で大幅賃上げをはじめとする、諸要求を実現するために県内の様々な駅頭などで宣伝行動を展開しています。年明けの1月7日の新春宣伝を皮切りに、2月には様々な地域で県内100駅をめざして大宣伝行動に取り組みます。

20 春闘開始の新春 & 大企業宣伝



JR千葉駅の駅頭で労働者に向けて新春宣伝

1月7日、JR千葉駅・旧クリスタルドーム前で新春宣伝をおこない、自治労連や千葉労連ユニオンなどから11人が参加しました。

自治労連千葉県本部の竹内敏昭執行委員長は「去年は台風15号、台風19号、房総豪雨が千葉県に大きな被害をもたらした。県南地域にはブルーシートがかかった家屋が残されており、復興は終わっていない。災害に強い町づくりをすすめるために、正規職員の大幅増が必要。この春闘は要求実現に向けて奮闘しよう」と力強く訴えました。

千葉労連ユニオンの中林正憲副委員長は「近年、長時間過密労働により過労死や過労自殺が多発した。去年は働き方改革関連法により、働くルールが大きく変わり、使えるものもある。悩みがあったらチラシの無料の労働相談センターに電話してほしい」と熱く語りました。

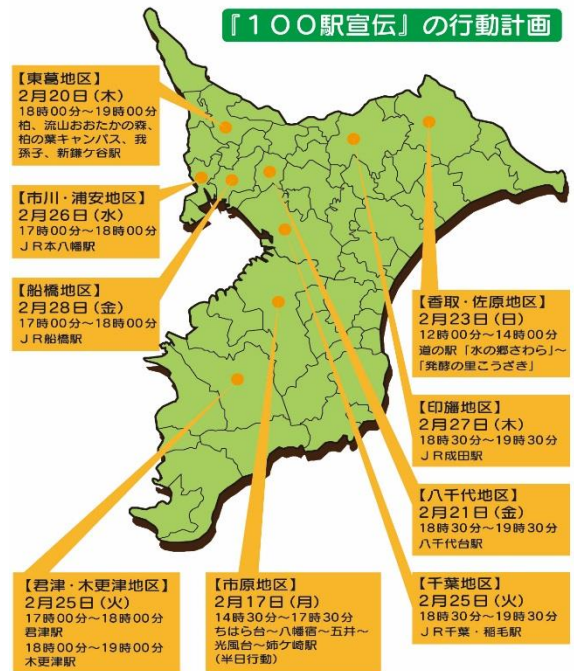
1月16日にはJR海浜幕張駅で、大企業と中小企業で働く労働者に向けて宣伝をおこない、自治労連や千葉労連ユニオンなどから8人が参加し、格差の解消を中心に訴えました。

昨年を超える春闘の大宣伝行動を

昨年は「拉麺春闘」と題し、地域の労働者に呼びかけ、県内 6 駅で宣伝行動をおこない、延べ 1 7 2 人の参加で大成功しました。

千葉労連は今年の春闘の大宣伝行動は、つながりを広げ、労働組合の活動を大きくアピールするために、県内の 1 0 0 ヶ所を目標に「1 0 0 駅宣伝行動」に取り組みます。労働組合の活動の見せる化を頑張ります。

宣伝行動の成功のため、地域労連の協力と単産からも各職場の労働者に対して参加を呼び掛けていただくことが必要です。千葉県国民春闘共闘のスローガンの「1 日 8 時間働けば暮らしていける社会の実現」に向けて、みなさんに「1 0 0 駅宣伝行動」への参加を呼びかけます。昨年の宣伝行動に取り組む中で、近隣の地域労連交流が進んだほか、単産と地域と一緒に議論するなど、新たな組織の活性化が図られました。今年はさらに広げましょう。



※ 1月23日現在の行動予定なので、変更になる場合がございます。
 ※ 内容等の詳細は千葉労連までお問い合わせください。

20 春闘は組合総結集で団結しよう

本原康雄議長新年挨拶

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。

いよいよ 20 春闘本番です。大企業は 4 5 0 兆円を超える内部留保をため込む一方で、実質賃金は減少を続けています。こうした下で「8 時間働けば暮らせる社会」を目指し、力を合わせましょう。

大幅賃上げ実現のためには要求に確信を持つ議論を深めるとともに、労働組合誕生の目的でもあり、権利として勝ち取ってきたストライキについての議論も深め、権利を行使できる団結を強めることが大切です。

そして、統一闘争に結集してたたかきましょう。

最低賃金のたたかきも重要です。いま、自民党の中にも最賃一元化推進議連ができ、全国一律 1 5 0 0 円実現の展望が大きく開けています。法律の改正を目指し、地域から共感と共同を広げましょう。

同時に、暮らしを圧迫する消費税を 5 % に戻すことや、社会保障の改悪を許さないたたかいなど、政治的な課題でもしっかりとたたかうことが重要です。

昨年は千葉県を台風が何度も襲い、甚大な被害が出ました。地球温暖化の影響が指摘されていますが、日本政府は未だに石炭火力発電所の建設を進めようとしています。

「桜を見る会」では税金を使って有権者を買収しながら出席者名簿は廃棄したと逃げ回っています。税金私物化、ウソとゴマカシの安倍政権は一刻も早く終わらせなければなりません。

通常国会で野党は、「桜を見る会」問題、カジノ汚職、中東問題の 3 本柱を追及するとのことですから大いに頑張ってもらい、私たちも世論と運動を広げましょう。そして、野党連合政権の実現のために、この間の共闘の広がりには確信を持ち、統一戦線の一翼を担う立場で奮闘したいと思います。



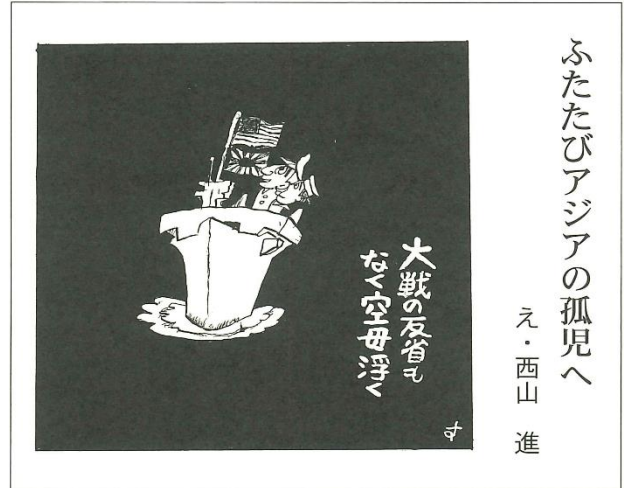
J R 海浜幕張駅で大企業宣伝で格差解消を訴える

2020 年を、私たちの未来を拓く年にできるよう頑張りましょう。

波濤

「全世代型社会保障検討会議」中間報告は社会保障のため、と消費税を 10% に上げながら新たに

国民に負担を押し付けている。労働分野を見ると「高齢者に支えられる側から支える側」端的に言えば、老いても働けの強要だ▼今、通常国会に提出する 70 歳までの就業機会確保の法案について兼業・副業の拡大や個人事業主・フリーランスの業務委託契約など雇用契約によらない措置も盛り込まれ懸念されるのは「不安定雇用の拡大」である▼政府のねらいが「労働者への攻撃に加えて、社会保障全体を改悪することである以上、こちら医療・介護・福祉・労働と連携した国民運動を作り政府の政策を大きく変えさせる必要がある。



【2面】

第 71 回評議員会と新春旗開き

1 日 8 時間働いて暮らせる社会の実現を

千葉労連は、1 月 11 日、自治体福祉センターにおいて第 71 回評議員会を開きました。評議員会の議長には、自治労連細田文夫評議員を選出しました。

千葉労連本原康雄議長のあいさつでは「大幅賃金の引き上げで、1 日 8 時間働いて暮らせる社会の実現、統一闘争をすすめ、ストライキを打てる組織の確立で労働条件の改善、とりわけ最賃時給 1500 円と全国一律最賃、安倍政権の暴走をストップさせ、安倍 9 条改憲、消費税廃止、地球温暖化の解消など、世論を味方につける運動の展開」を強調しました。

議案提案は、矢澤純事務局長が「千葉県 2020 年国民春闘方針案」、赤羽根伸一事務局次長が「2019 年度中間決算報告」、細田文夫議長が代理で、「2019 年度中間会計監査報告」を行いました。

9 人の評議員から、春闘方針を補強する積極的な発言をうけ、矢澤事務局長が「いずれの発言も方針議案を、より豊かに補強するものであり、反対の発言は無かった。2020 年春闘スローガン、1 日 8 時間働けば暮らしていける社会、相互支援ですべての職場の大幅賃上げ、安心して働ける職場と平和憲法の実現に向けて総決起しよう」と総括答弁をおこないました。採決では、千葉県 2020 年春闘方針と中間決算報告・会計監査を全会一致で承認され可決しました。



新年の本原議長のあいさつに耳を傾ける

評議員会終了後、プラザ菜の花で、千葉労連新春旗開き・30 周年記念レセプションを開催しました。

レセプションでは、1989 年 11 月 19 日千葉労連結成時に事務局長で、のちに議長となった矢野吉宏さんが、結成当時の組織状況の苦労話を語り、「地域と単産が一体となり千葉労連運動に結集してたたかってこそ、今後の展望が開ける、皆さんのご奮闘を期待する」と、激励のあいさつをしました。参加者は、全労連をはじめとする各界からの来賓も含め 86 人。2020 年春闘でのお互いの奮闘を確認し

合いました。

JOYNET 千葉県初開催

5 月 23 日～24 日 ぜひ参加しよう

全労連関東プロ青年部

全労連関東・甲信越ブロックの青年企画「JOYNET」が千葉県で初開催されます。この企画は地域も職業もバラバラで医療、自治体、教員、建築、工場など職種を超えた多くの男女が集まります。例年、初日は、班対抗レクをしながら、交流が深まります。バーベキューなど楽しい時間をみんなで過ごし、わきあいあいとした企画になります。

宿泊地は長柄町のアルビンスポーツパーク。レクリエーションをみんなで楽しんだ後、バーベキューで交流します。2 日目は木更津市金田海岸で潮干狩りを計画しています。5 月 23 日から 24 日の 2 日間の日程で参加することができ、男性でも女性でも参加できます。

自然豊かな千葉を大いに楽しみ、アピールし、交流をしましょう！現在、千葉労連青年部現地実行委員会を組んで企画、運営を具体化しています。皆で作る上げるこの過程こそが団結であり、楽しさの一つとなっています。問い合わせは千葉労連担当者・日暮まで TEL (043) 225-5576 にご連絡下さい。



前回の JOYNET のひとこま

労働相談一ヶ月

～短時間労働者の年休付与日数～

Q 週に 1 日の勤務でも年休があると聞きました。私は、各週 2 日勤務で働いています。年休はありますか。また半年後にシフトが変わり、週 3 日勤務になりますが、その場合は、何日になりますか。

A 短時間勤務労働者に週及び年間所定労働日数に応じて年次有給休暇が付与されます。注意することは、1 日・週・月の労働時間ではなく、年間所定労働日数を基準として付与日数が決まる仕組みになっています。

付与の条件はフルタイムの人と同じで①雇入れの日から 6 か月継続勤務していること②全労働日の 8 割以上の出勤をしていることなどです。尚、業務上のケガや病気、法律上の育児休業や介護休業を取得した期間は、出勤とみなし取り扱う必要があります。具体的には①週 1 日労働の場合、6 か月後に年 1 日付与②週 2 日の場合、年 3 日③週 3 日の場合、年 5 日④週 4 日の場合、年 7 日が付与されます。週以外の期間で労働日が決められている人の場合は①年間 48 日～72 日の場合、年 1 日②年間 73 日～120 日の場合、年 3 日③年間 121 日～168 日の場合、年 5 日④年間 169 日～216 日の場合、年 7 日付与され、長期に働くと加算されます。また、週や年間労働日に変更がある場合は、年休付与の基準日に行われている労働条件に基づいて判断します。

会社によっては、基準日を暦通りの 1 月や年度はじまりの 4 月や 9 月としている場合や雇用した日など、人によって変わる場合があるので注意が必要です。4 月から、フルタイム労働者の年休 5 日の取得義務付けが始まります。年休の取り扱いをめぐりトラブルが想定されます。困った時は迷わず労働相談に電話をしましょう。【中林】